

答 申 第 37 号

**三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申**

令和2年4月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関は本件審査請求の対象となった公文書のうち、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除き、開示すべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が平成 30 年 9 月 22 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った「三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」が実施した「多様な性と生活についてのアンケート調査」に係る文書」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成 30 年 11 月 2 日に行った公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）について、本決定の取消しを求めたものである。

3 審査請求の理由

審査請求書、反論書、意見書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

本件非開示部分の多くは学術的なことからであり、公開に支障があるとは考えられない。本アンケート調査について、調査の信頼性や妥当性、検証可能性の確保という観点から本件非開示部分は開示されるべきである。さらに、今回実施機関が特定した文書のうち、件名が挙げられたもの以外にも、請求内容に該当する文書が存在するものと思料される。本決定において、その存在を示さないのは不当であり、それらについても特定のうち開示することが妥当である。また、非開示決定がされた情報のうちの一部が三重県文化振興事業団において開示されているので、同様の内容については開示が妥当である。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

本件非開示部分はアンケート調査を実施した調査主催者である三重県男女共同参画センター及び共同研究者が保有する情報であり、県教育委員会が独自に公開することは、調査主催者及び共同研究者の正当な利益を害することになる。また、調査報告書に記載されていない非開示部分を公にすることによりアンケート調査に協力した生徒・学校からの県や調査主催者の調査研究に係る業務に対する信頼が損なわれ、今後の事業実施に支障を及ぼすとともに、県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。また、非開示情報を公にすることで既に公表されている情報との比較により、それぞれの学校に在籍する生徒に対する不当な評価を生じさせるなど、個人の権利利益を侵害するおそれがある。

したがって、条例第 7 条第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号に該当する。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件審査請求の対象となっている公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、平成 29 年に三重県文化振興事業団が管理・運営する三重県男女共同参画センター（フレテみえ）が行った三重県立高等学校に在籍する 2 学年生徒を対象として行った「多様な性と生活についてのアンケート調査」に関する文書であり、県立学校長会議での配布資料、調査報告書に記載されていない定時制・通信制・特別支援学校の集計結果が記載されている。

(3) 条例第 7 条第 2 号（個人情報）の意義について

個人に関する情報であって特定の個人を識別し得るものについて、条例第 7 条第 2 号は、一定の場合を除き非開示情報としている。これは、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする趣旨であり、プライバシー保護のために非開示とすることができる情報として、個人の識別が可能な情報（個人識別情報）を定めたものである。

しかし、形式的に個人の識別が可能であれば全て非開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を越えて非開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。

そこで、要綱は、個人識別情報を原則非開示とした上で、本号ただし書により、個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきもの等については、開示しなければならないこととしている。

(4) 条例第 7 条第 3 号（法人情報）の意義について

本号は、自由主義経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められるものが記録されている公文書は、非開示とすることができるものと定めたものである。

しかしながら、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であっても、事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護し、又は違法若しくは不当な事業活動によって生ずる影響から県民等の生活又は環境を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及びこれらに準ずる情報で公益上公にすることが必要であると認められるものは、ただし書により、開示が義務づけられることになる。

(5) 条例第 7 条第 5 号（審議検討情報）の意義について

本号は、行政における内部的な審議、検討又は協議の際の自由な意見交換や公正な意思形成が妨げられ、歪められたり、特定の者に利益や不利益をもたらすことなく、適正な意思形成が確保される必要から定められたものである。

(6) 条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）の意義について

本号は、県の説明責任や県民の県政参加の観点からは、本来、行政遂行に関わる情報は情報公開の対象にされなければならないが、情報の性格や事務・事業の性質によっては、公開することにより、当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものがある。これらについては、非公開とせざるを得ないので、その旨を規定している。

なお、本規定は、実施機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

(7) 条例第 7 条各号の該当性について

ア 県立学校長会議配布資料

本件アンケート調査の結果に関し、県立学校長会議で実施機関が提示した資料が対象となっている。非開示とされている部分は三重県男女共同参画センターが行った「多様な性と生活についてのアンケート調査」における「連絡カード利用状況」に記載された提出者の数字である。実施機関によると、「調査報告書に記載されていない非開示部分を公にすることでアンケート調査に協力した生徒・学校からの、県や調査主催者等の調査研究に係る業務に対する信頼が損なわれ、今後の事業実施に支障を及ぼすとともに、県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。」ということであったが、連絡カードの提出者数については、アンケートを行うに際し、「連絡カード」を提出した生徒数が記載されているのみであり、公開することで、誤解や憶測を招き、混乱を生じさせるおそれ又は三重県男女共同参画センター及び県の業務に対する信頼が損なわれることで、今後同種の事業を実施する際に著しい支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第 7 条第 5 号及び第 6 号には該当しない。また実施機関が主張する他の非開示情報にも該当しないため開示が妥当である。

イ 報告書に記載していない定時制・通信制・特別支援学校のアンケートの集計結果
本事業のうち、全日制学校におけるアンケート調査の結果については三重県男女共同参画センターが公表した調査研究報告書において発表されているが、非開示部分であるそれ以外の学校の結果については公表がされていない。実施機関によるとこれらの情報について、公開することを想定した情報ではなく、公にすることにより、本調査参加者間で共有されている情報や入手可能であると考えられる情報と照らし合わせることにより、特定の個人が識別され得ると主張している。

条例第 7 条第 2 号における個人識別性の判断は、特定の個人について特別の情報
を有しない一般人が、通常入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることを基準に判断するのを原則とする。ただし、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする本号の趣旨や、条例第 3 条において個人のプライバシーに関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮が求められていることからすれば、一般人であれば特定の個人を識別できない場合であったとしても、特別の情報を有する関係者によって特定の個人が識別され、その結果、当該個人のプライバシーにかかわる情報が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合には、特定の情報を有する関係者を基準に判断するのが相当な場合もある。

これを踏まえると、本件アンケート調査は、未成年者に対して「性」という極めてセンシティブな事柄についての設問が多く存在することが認められ、特別の情報を有する関係者を基準にして個人識別性を判断することが適当だと判断する。本件非開示部分のうち、報告書において公にされていない定時制・通信制・特別支援学校のアンケートの集計結果について検討すると、これらを開示したとしても、設問の選択肢ごとの回答割合から、既に公にされている回答した学校数、回答者数と照らし合わせて、平均して各学校にこの選択肢を回答した人数がどれだけいるかということは明らかになるが、回答した学校名は明らかにされておらず、回答学校数は定時制・通信制学校が 12 校、特別支援学校が 8 校、回答数は定時制・通信制が 246 人、特別支援学校が 63 人、回答率は定時制・通信制が 66.7%、特別支援学校 38% という状況のもとでは特定の情報を有する生徒や教員等の関係者においても、特定の個人が識別される相当の蓋然性があるとは認められない。したがって条例第 7 条第 2 号には該当しない。さらに、全日制学校についてはアンケート結果を公表している以上、有効回答率には達しなかったものの、定時制・通信制・特別支援学校の結果を開示することで県の業務に対する信頼を損なうとは認められず、条例第 7 条第 6 号には該当しないので、開示が妥当である。

また、設問の中にはいじめやからかいの加害経験や、性的マイノリティについての感想を求める自由記述欄が存在する。特に、いじめやからかいの加害経験のような個人の人格と密接に関係する情報については、当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることが適当ではなく、個人識別性がない場合であっても、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、条例第 7 条第 2 号に該当し、非開示が妥当であ

る。しかしながら性的マイノリティについての感想は、個人の内面や経験等を聞く内容のものではなく、個人の人格と密接に関係するような内容ではないため、開示が妥当である。なお、実施機関はこれらの情報は、条例第 7 条第 3 号及び第 6 号にも該当すると主張しているが、前述したように審査会は条例第 7 条第 2 号に該当すると認めるので、第 3 号及び第 6 号の該当性については判断しない。

(8) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、「今回実施機関が特定した文書以外にも請求内容に関する文書が存在すると思料される。」と主張をしている。実施機関によると、「本件審査請求を受けて今回対象とした文書以外のアンケート調査に係る文書の存在が判明したので、別途開示決定を行った。」とのことであった。この実施機関の対応は、不適切とまでは言えないが、当初の開示決定を行う段階で、請求内容に対応する全ての公文書を網羅したうえで特定することが望ましかったといえる。

(9) 結論

よって、主文のとおり答申する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙 1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
H31.2.21	・ 諮問書及び弁明書の受理
H31.2.25	・ 実施機関に対して、対象公文書の提出依頼
H31.3.11	・ 審査請求人からの反論書の受理
H31.3.20	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
H31.3.27	・ 審査請求人からの意見書の受理
R1.6.26	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (第40回三重県情報公開・個人情報保護審査会)
R1.7.16	・ 審議 (令和元年度第4回第1部会)
R1.8.29	・ 審議 (令和元年度第5回第1部会)
R1.9.26	・ 審議 (令和元年度第6回第1部会)
R1.10.16	・ 審議 (令和元年度第7回第1部会)
R1.11.20	・ 審議 (令和元年度第8回第1部会)
R1.12.25	・ 審議 (令和元年度第9回第1部会)
R2.2.13	・ 審議 (令和元年度第10回第1部会)
R2.3.18	・ 審議 (令和元年度第11回第1部会)
R2.4.15	・ 審議 ・ 答申 (令和2年度第1回第1部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第二部会部会長)	岩 崎 恭 彦	三重大学人文学部准教授
委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
委 員	川 本 一 子	弁護士
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	坂 口 知 子	税理士
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、印を付した会長及び委員によって構成される部会において調査審議を行った。